第1回行政改革専門小委員会資料

## 外郭団体の見直しについて

#### 1.外郭団体とは

国や地方公共団体の業務を代行・補完するために設立され、国・地方公 共団体が出資や財政的・人的関与を行っている団体

(法令等による「外郭団体」の定義はない。)

出資 … 資本金等への出資、出えん

財政的関与 ... 補助金の交付、業務の委託、貸付、損失補償 等

人的関与 … 業務の円滑な運営のための県職員の派遣 等

#### 【島根県における外郭団体】

県が基本財産に対し出資等を行っている団体で、その事業の範囲が県域 を越えるものを除く。(全44団体)

法人形態・出資等割合別団体数(平成20年4月予定)

区分									
			公益法人			株式	地方	その	合 計
				財団	社団	会社	公社	他	
県出資等割合		50%以上	1 4	1 3	1	0	2	0	1 6
		50%未満 25%以上	6	4	2	3	0	2	1 1
		25%未満	1 1	9	2	3	0	3	1 7
		合 計	3 1	2 6	5	6	2	5	4 4

地方公社...土地開発公社、住宅供給公社

#### 2.財政健全化基本方針における取扱い

社会経済情勢の変化や事務事業の見直しを踏まえ、引き続き各団体の 自主的な経営努力を促すとともに、人員の削減等による団体のスリム化な ど、民営化を含め団体のあり方について見直しを進めます。

また、県関与の必要性を十分に検証し、県の委託・補助について事業費の縮減を図るとともに、役員への就任(代表者には原則就任しない)、県職員派遣、県OB職員についても最小限となるよう漸減するなど、更に県の財政的・人的関与の縮減に取り組みます。

#### 3. 県のこれまでの取り組み

# (1)外郭団体の指導監督

- ・地方自治法に基づく監査 〔県出資等割合 25%以上の団体、財政的支援を行っている団体等〕
- ・「島根県が出資する法人の健全な運営に関する条例」に基づく経営評価 〔県出資等割合 50%以上の団体等〕
- ・「島根県外郭団体に関する指導監督指針」に基づく指導監督 [県出資等割合 25%以上の団体等]

### (2)外郭団体の見直し

・中期財政改革基本方針(H16.10 策定)に基づく見直し 「中期財政改革基本方針」において、県出資等割合 50%以上の団体 (22 団体)について、団体数の3割程度の削減を目標に掲げ、団体の 統廃合、県の財政的・人的関与の大幅縮減に取り組んできた。

#### 中期財政改革基本方針の取組状況(団体数の推移)

県出資等割合	H16	H20.4	増減	備考
50%以上	2 2	1 6	6	解散 4、出資等割合減 2
25%以上 50%未満	1 5	1 1	4	解散 4
25%未満	1 5	1 7	2	50%以上からの移行…+2
合計	5 2	4 4	8	